

学校生活にあたっての注意

愛知県立春日井高等学校
定時制生徒指導部

基本方針・・・「全ての生徒が安全で安心して通える学校」

1 特別指導・警告

・特別指導について

特別指導期間中の授業は、すべて「欠課」扱いである。

学校謹慎では出席扱いだが、授業に出席できないので授業の科目の「欠課」時間数は増える。

・警告について

特別指導の他に警告という指導もある。

原則として、警告は3回で特別指導だが、内容によってはその限りではない。

2 通学方法・・・登下校は原則として、自転車・徒歩・公共交通機関、または原動機付自転車・自動車（許可制）によるものとする。

※自動二輪車は使用しない。また、自転車は所定の駐輪場にとめること。

⑨ ・原動機付自転車→年間通して申請可（許可基準あり）

・自動車→年間通して申請可（許可基準あり。駐車場の関係により最大4台まで）

登下校時を含め学校では門付近に集まることを禁止とする。

特別指導を受ける等学校のルールに従えない場合は、許可の取り消しや許可を認めない。

3 服装・・・学校生活にふさわしい華美（派手）でないものとする。

校舎内は学校指定のスリッパを、体育館は体育館シューズをそれぞれ使用する。

スリッパと体育館シューズは、**記名**の上自分の下足箱やロッカーで管理する。

4 外出・・・授業時間中（17：15～21：00）は校外に出ない。

やむを得ず校外に出る必要のある場合は担任に申し出、許可を得る。

5 給食・・・給食は給食室で食べる。

ジュース等の持ち込みや携帯電話・スマートフォンの利用は禁止とする。

6 飲食・・・授業中は菓子・ガム・ジュース等の飲食をしない。

なお、ジュースを飲んだ時は、空き缶・ペットボトル等を必ず指定のゴミ箱に捨てる。

（ペットボトル、パックジュースの捨て方注意）

7 喫煙・・・未成年者はもちろん、成年者も学校敷地内はすべて禁煙とする。

・未成年者の校外での喫煙、たばこ所持 → 特別指導

・成年の校内での喫煙 → 特別指導

8 教室棟の2階以上への立入禁止（授業等で使用する時以外は階段を上らない）

9 自分の持ち物の自己管理に心掛ける

- 1) 現金の所持は必要最低限にし、給食費等は登校後すぐに納入する。
その他不要な貴重品は校内に絶対に持ち込まないようにする。
原則、荷物は常に持って教室等移動を行う。
「放置すると確実に盗難にあう」という意識を持つこと。
- 2) 傘・靴等は必要な場合は教室に持ち込み、手元に置くようにする（教室の傘立てを利用）。
- 3) 自転車は決められた場所に置く。その際必ず施錠（できればダブルロック）をする。
- 4) 本校生徒及びその保護者以外は、たとえ友人であっても敷地内に入らせないようにする。

10 いじめ・暴力等他人に危害や迷惑をかける行為は絶対に慎む

- ・携帯電話アプリ LINE など SNS（コミュニケーションツール）の使用について、特に他人の誹謗中傷や個人情報を流すことは絶対にしない。

11 遅刻・欠席をしないようにする

- ・遅刻・欠席の数が生活の乱れの一つの指針となります。この数を増やさないように心掛ける。
特に欠席は就職時に大きなマイナスとなる。
逆を言えば、皆勤は大きなプラスとなる。

12 連絡を密に（ 学校 \longleftrightarrow 家庭 ・ 学校 \longleftrightarrow 本人 ）

- ・学校への連絡、相談はこまめに行う。
- ・学校から本人へ、または家庭へ緊急の連絡をすることがある。

※「知らなかった。」は、通用しません。分からないことがあれば、必ず相談しなさい。